

平成 27年度富山県企業局職員の給与等の状況

1 給与等の状況

(1) 電気事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占める 職員給与費比率
27年度	千円 3,291,951	千円 835,424	千円 609,087	% 18.5	% 19.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 県平均1人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 71	千円 284,611	千円 56,875	千円 102,213	千円 443,699	千円 6,249	千円 6,946

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成 28 年 3 月 31 日現在の人数です。

イ 特記事項

特別職及び一般職の給与の減額措置の状況

		H17.4.1～ H20.3.31	H20.4.1～ H23.3.31	H23.4.1～ H25.6.30	H25.7.1～ H26.3.31	H26.4.1～ H27.3.31	H27.4.1～ H28.3.31	H28.4.1～ H29.3.31
特別職	公営企業 管理者	△7%	△13%※	△13%※	△15%※	△12%※	△11%※	△9%
一般職	部長級	△5%	富山市勤務者等 △7%※ 上記以外の者 △4%	富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △13.77%※ 上記以外の者 △10.77%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △3%	△2%
	次長級～ 課長級		富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △2%		富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △2%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 △2%	△1%
	課長補佐級 ～ 主任	△3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △1%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △10.77%※ 上記以外の者 △7.77%	富山市勤務者等 △2%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △1%※ 上記以外の者 —	—
	一般職員		富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △1%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △7.77%※ 上記以外の者 △4.77%	富山市勤務者等 △2%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △1%※ 上記以外の者 —	—

※地域手当の凍結分(平成 20～25 年度は△3%、平成 26 年度は△2%、平成 27 年度は△1%)を含みます。

2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山県企業局 (電気事業)	43 歳 10 月	342,220 円	545,134 円
団体平均	44 歳 10 月	373,951 円	586,492 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富山県企業局			富山県		
1人当たり平均支給額(27年度) 1,345千円			1人当たり平均支給額(27年度) 1,509千円		
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分			(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分		
勤勉手当 1.60月分 (0.80)月分			勤勉手当 1.60月分 (0.80)月分		
(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 5~10%			(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 5~10%		

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

富山県企業局			富山県		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分 (勤続43年以上)	49.59月分 (勤続35年以上)	最高限度額	49.59月分 (勤続43年以上)	49.59月分 (勤続35年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
認定を受けた早期退職者の数 0名			認定を受けた早期退職者の数 117名		
1人当たり平均支給額 18,646千円			1人当たり平均支給額 自己都合 899千円 勸奨その他 22,762千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成 28 年 4 月 1 日現在)

支給実績(27 年度決算)			5,191 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27 年度決算)			81,102 円
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数	富山県の制度 (支給率)
東京都特別区	—	—	20%
大阪市	—	—	16%
名古屋市	—	—	15%
富山市	3%	63 人	3%
上記以外の県内市町村	0%	6 人	0%
医師	—	—	16%
総計・平均支給率	2.73%	69 人	1.71%

エ 特殊勤務手当(平成 28 年 4 月 1 日現在)

支給実績(27 年度決算)			2,943 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27 年度決算)			70,072 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(27 年度)			59.2%	
手当の種類(手当数)			3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27 年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	発電管理所等に勤務する職員	水車発電機等の点検等、危険を伴う業務等	1,440 千円	危険作業の内容により 日額 620 円又は 450 円
夜間運転業務手当	発電制御所、発電管理所に勤務する交替勤務者	夜間における業務	1,474 千円	交替勤務の種類により 1回 950 円～1,180 円
用地交渉業務手当	右の業務に従事する職員	用地の取得等のための交渉業務	30 千円	勤務時間内 日額 650 円 勤務時間外 日額 1,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	29,257千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	464千円
支給実績(26年度決算)	28,500千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	460千円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	富山県の制度との異同	富山県の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外 ① 1人につき6,500円 ② 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算	同じ		千円 8,129	円 219,714
住居手当	借家等 (1) 家賃20,000円以下の場合 家賃-9,000円 (2) 家賃20,000円を超える場合 11,000円+(家賃-20,000円) /2 ※最高限度額 27,000円	同じ		千円 3,590	円 94,469
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 ※全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円~34,890円 (3) 駐車料金 駐車料金-3,000円 (上限3,000円)	同じ		千円 9,998	円 169,450
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて146,400円以内を支給	同じ		千円 6,744	円 749,279
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数	同じ		千円 508	円 24,198

手当名	内容及び支給単価	富山県の制度との異同	富山県の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (27年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		千円 3,201	円 355,708
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 庁舎・設備の保全等 6,600円	同じ		千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	(1) 管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 4,000円～12,000円 6時間超 6,000円～18,000円 (2) 管理職手当支給対象職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に2,000円～6,000円を支給	同じ		千円 —	円 —
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に11月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額 17,800円 扶養親族無 月額 10,200円 ・その他の職員 月額 7,360円	同じ		千円 1,143	円 67,212

(2) 水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	15,648,911	△8,256,758	241,020	1.5	14.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 県平均1人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	30	115,518	22,369	41,221	179,108	5,970	6,946

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

特別職及び一般職の給与の減額措置の状況

		H17.4.1~ H20.3.31	H20.4.1~ H23.3.31	H23.4.1~ H25.6.30	H25.7.1~ H26.3.31	H26.4.1~ H27.3.31	H27.4.1~ H28.3.31	H28.4.1~ H29.3.31
特別職	公営企業 管理者	△7%	△13%※	△13%※	△15%※	△12%※	△11%※	△9%
一般職	部長級	△5%	富山市勤務者等 △7%※ 上記以外の者 △4%	富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △13.77%※ 上記以外の者 △10.77%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △3%	△2%
	次長級~ 課長級		富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △2%		富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △2%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 △2%	△1%
	課長補佐級 ~ 主任	△3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △1%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △10.77%※ 上記以外の者 △7.77%	富山市勤務者等 △2%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △1%※ 上記以外の者 —	—
	一般職員				富山市勤務者等 △7.77%※ 上記以外の者 △4.77%			

※地域手当の凍結分(平成20~25年度は△3%、平成26年度は△2%、平成27年度は△1%)を含みます。

2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山県企業局 (水道事業)	43歳3月	349,104円	542,628円
団体平均	44歳6月	371,053円	582,955円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富山県企業局			富山県	
1人当たり平均支給額(27年度) 1,244千円			1人当たり平均支給額(27年度) 1,509千円	
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分			(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	
期末手当 1.60月分 (0.80)月分			勤勉手当 1.60月分 (0.80)月分	
(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 5~10%			(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 5~10%	

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

富山県企業局			富山県		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分 (勤続43年以上)	49.59月分 (勤続35年以上)	最高限度額	49.59月分 (勤続43年以上)	49.59月分 (勤続35年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
認定を受けた早期退職者の数 0名			認定を受けた早期退職者の数 117名		
1人当たり平均支給額 22,764千円			1人当たり平均支給額 自己都合 899千円 勸奨その他 22,762千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成 28 年 4 月 1 日現在)

支給実績(27 年度決算)			1,093 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27 年度決算)			91,050 円
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数	富山県の制度 (支給率)
東京都特別区	—	—	20%
大阪市	—	—	16%
名古屋市	—	—	15%
富山市	3%	12 人	3%
上記以外の県内市町村	0%	15 人	0%
医師	—	—	16%
総計・平均支給率	1. 33%	27 人	1. 71%

エ 特殊勤務手当(平成 28 年 4 月 1 日現在)

支給実績(27 年度決算)			1,280 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27 年度決算)			79,992 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(27 年度)			53.3 %	
手当の種類(手当数)			3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27 年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	水道管理所等に勤務する職員	浄水機器等の点検等、危険を伴う業務等	988 千円	危険作業の内容により 日額 620 円又は 450 円
夜間運転業務手当	水道管理所に勤務する交替勤務者	夜間における業務	292 千円	交替勤務の種類により 1回 950 円～1,180 円
用地交渉業務手当	右の業務に従事する職員	用地の取得等のための交渉業務	—	勤務時間内 日額 650 円 勤務時間外 日額 1,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	10,171千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	407千円
支給実績(26年度決算)	6,983千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	269千円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	富山県の制度との異同	富山県の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外 ① 1人につき6,500円 ② 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算	同じ		千円 1,957	円 195,720
住居手当	借家等 (1) 家賃20,000円以下の場合 家賃-9,000円 (2) 家賃20,000円を超える場合 11,000円+(家賃-20,000円) /2 ※最高限度額 27,000円	同じ		千円 2,252	円 132,441
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 ※全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円~34,890円 (3) 駐車料金 駐車料金-3,000円 (上限3,000円)	同じ		千円 4,729	円 225,200
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて146,400円以内を支給	同じ		千円 3,186	円 796,491
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数	同じ		千円 241	円 20,088

手当名	内容及び支給単価	富山県の制度との異同	富山県の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (27年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		千円 752	円 375,869
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 庁舎・設備の保全等 6,600円	同じ		千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	(1) 管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 4,000円～12,000円 6時間超 6,000円～18,000円 (2) 管理職手当支給対象職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に2,000円～6,000円を支給	同じ		千円 —	円 —
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に11月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員 月額7,360円	同じ		千円 —	円 —

(3) 工業用水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占める 職員給与費比率
27年度	千円 1,476,066	千円 714,075	千円 94,732	% 6.4	% 6.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 県平均1人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 12	千円 50,168	千円 8,111	千円 18,540	千円 76,819	千円 6,402	千円 6,991

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。

(注)2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

特別職及び一般職の給与の減額措置の状況

		H17.4.1~ H20.3.31	H20.4.1~ H23.3.31	H23.4.1~ H25.6.30	H25.7.1~ H26.3.31	H26.4.1~ H27.3.31	H27.4.1~ H28.3.31	H28.4.1~ H29.3.31
特別職	公営企業 管理者	△7%	△13%※	△13%※	△15%※	△12%※	△11%※	△9%
一般職	部長級	△5%	富山市勤務者等 △7%※ 上記以外の者 △4%	富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △13.77%※ 上記以外の者 △10.77%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △3%	△2%
	次長級~ 課長級		富山市勤務者等 △6%※ 上記以外の者 △3%	富山市勤務者等 △5%※ 上記以外の者 △2%		富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △2%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 △2%	△1%
	課長補佐級 ~ 主任	△3%	富山市勤務者等 △4%※ 上記以外の者 △1%	富山市勤務者等 △3%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △10.77%※ 上記以外の者 △7.77%	富山市勤務者等 △2%※ 上記以外の者 —	富山市勤務者等 △1%※ 上記以外の者 —	—
	一般職員				富山市勤務者等 △7.77%※ 上記以外の者 △4.77%			—

※地域手当の凍結分(平成20~25年度は△3%、平成26年度は△2%、平成27年度は△1%)を含みます。

2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山県企業局 (工業用水道事業)	39歳10月	324,472円	533,463円
団体平均	44歳10月	356,575円	544,431円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富山県企業局			富山県		
1人当たり平均支給額(27年度) 1,400千円			1人当たり平均支給額(27年度) 1,509千円		
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分			(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分		
(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 5~10%			(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 5~10%		

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

富山県企業局			富山県		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分 (勤続43年以上)	49.59月分 (勤続35年以上)	最高限度額	49.59月分 (勤続43年以上)	49.59月分 (勤続35年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
認定を受けた早期退職者の数 0名			認定を受けた早期退職者の数 117名		
1人当たり平均支給額 退職者なし			1人当たり平均支給額 自己都合 899千円 勸奨その他 22,762千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成 28 年 4 月 1 日現在)

支給実績(27 年度決算)			590 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(27 年度決算)			84,255 円
支給対象地域(職種)	支給率	支給対象職員数	富山県の制度 (支給率)
東京都特別区	—	—	20%
大阪市	—	—	16%
名古屋市	—	—	15%
富山市	3%	7 人	3%
上記以外の県内市町村	0%	5 人	0%
医師	—	—	16%
総計・平均支給率	1.75%	12 人	1.71%

エ 特殊勤務手当(平成 28 年 4 月 1 日現在)

支給実績(27 年度決算)			271 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27 年度決算)			54,200 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(27 年度)			41.7 %	
手当の種類(手当数)			3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27 年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	水道管理所等に勤務する職員	浄水機器等の点検等、危険を伴う業務等	269 千円	危険作業の内容により 日額 620 円又は 450 円
夜間運転業務手当	水道管理所に勤務する交替勤務者	夜間における業務	2 千円	交替勤務の種類により 1回 950 円～1,180 円
用地交渉業務手当	右の業務に従事する職員	用地の取得等のための交渉業務	-	勤務時間内 日額 650 円 勤務時間外 日額 1,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	3,740千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	374千円
支給実績(26年度決算)	3,504千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	350千円

(注1) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	富山県の制度との異同	富山県の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外 ① 1人につき6,500円 ② 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算	同じ		千円 1,875	円 208,289
住居手当	借家等 (1) 家賃20,000円以下の場合 家賃-9,000円 (2) 家賃20,000円を超える場合 11,000円+(家賃-20,000円) /2 ※最高限度額 27,000円	同じ		千円 995	円 99,540
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 ※全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円~34,890円 (3) 駐車料金 駐車料金-3,000円 (上限3,000円)	同じ		千円 1,411	円 235,095
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて146,400円以内を支給	同じ		千円 1,694	円 846,780
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数	同じ		千円 50	円 24,915

手当名	内容及び支給単価	富山県の制度との異同	富山県の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (27年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		千円 -	円 -
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 庁舎・設備の保全等 6,600円	同じ		千円 -	円 -
管理職員特別勤務手当	(1) 管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 4,000円～12,000円 6時間超 6,000円～18,000円 (2) 管理職手当支給対象職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に2,000円～6,000円を支給	同じ		千円 -	円 -
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に11月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員 月額7,360円	同じ		千円 -	円 -

(4) 地域開発事業(駐車場事業)

対象となる職員が少なく、個人の情報が特定されるため、個人情報保護の観点から非公表とします。